

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長  
(公 印 省 略)

浄化槽設置整備事業実施要綱及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の  
一部改正について

浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の実施にあたっては、令和 6 年 3 月 19 日付け環循適発第 2403195 号環境省環境再生・資源循環局長通知「浄化槽設置整備事業実施要綱の一部改正について」により浄化槽設置整備事業実施要綱を、令和 4 年 12 月 2 日付け環循適発第 2212021 号環境省環境再生・資源循環局長通知「浄化槽設置整備事業実施要綱及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の一部改正について」により公共浄化槽等整備推進事業実施要綱を定めているところであるが、今般、令和 7 年度当初予算の成立を受けて、当該実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

なお、改正の主な内容は下記のとおりである。

記

1. 浄化槽設置整備事業について、交付対象となる事業に、浄化槽更新事業を追加した。
2. 浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の助成要件を一部改正し、浄化槽法附則第 11 条第 1 項に基づく特定既存単独処理浄化槽からの転換にかかる設置（一定の要件を満たすもの）を対象として追加した。